

公益財団法人広島平和文化センター多文化共生・国際交流補助金交付規則

平成 1 2 年 2 月 1 日 制定
改正 平成 1 8 年 2 月 1 日
平成 2 2 年 2 月 1 日
平成 2 6 年 2 月 1 日
平成 2 7 年 2 月 1 日
平成 2 8 年 5 月 1 日
平成 3 0 年 4 月 1 日
令和 3 年 1 月 1 5 日
令和 4 年 1 月 1 5 日
令和 4 年 1 2 月 1 5 日
令和 6 年 1 月 1 2 日
令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、広島市民の多文化共生及び国際交流・協力に関する事業への参画意欲を高め、市民団体の育成と多様な多文化共生及び国際交流・協力の推進を図り、広島市の国際化に寄与することを目的とする。

(事業区分)

第 2 条 事業区分は次のとおりとする。

- (1) 広島市内で行う事業（以下「市内事業」という。）
- (2) 日本国外で行う事業（以下「国外事業」という。）

(対象団体)

第 3 条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 主たる活動の場が広島市内であること。
- (2) 構成員の 5 割以上が広島市民又は広島市内に通勤若しくは通学していること。
- (3) 目的、組織、代表者、役員等の運営に必要な事項に関する定めがあること。
- (4) 同一年度内にこの規則に規定する補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人でないこと。
- (6) 非営利の団体であること。
- (7) 補助金の交付を申請する場合にあっては、交付申請年度直前の 3 か年度に補助金の交付を 3 回受けていないこと。
- (8) 第 7 号の交付回数の算定に当たっては、団体の名称が異なる場合であっても、会則等に定められた目的、代表者・役員・構成員、活動内容、事務所の所在地等により同一性を有するものと認められる場合は、同一団体への交付回数として算定する。

(対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 市内事業にあっては、多文化共生、国際交流又は国際協力の推進を目的とする事業であり、団体の構成員だけでなく、一般の広島市民も参加できる事業であること。
- (2) 国外事業にあっては、国際交流又は国際協力の推進（以下「国際交流等」という。）を目的とする

事業であり、参加人員が2人以上であること。

- (3) 団体が自ら企画し、主催する事業であること。
- (4) 非営利の事業であること。
- (5) 特定の宗教・政党に偏っていない事業であること。
- (6) 主たる活動内容が、文化・芸術・スポーツ振興等の事業でないこと。
- (7) 国若しくは地方公共団体又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人から、同種の助成金その他これに類する金銭の交付を受けていないこと。
- (8) 講演会、シンポジウムその他これに類する事業にあつては、新規事業の掘り起こし又は新規事業の担い手育成につながるものであること。
- (9) 国際交流の推進を目的とする事業にあつては、前号に該当する事業を除き、人的交流を伴う事業であること。
- (10) 多文化共生の推進を目的とする事業にあつては、在住外国人への支援に寄与するための事業であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の額は、多文化共生及び国際交流・協力に必要なと認める経費の2分の1に相当する額とし、別表に掲げる額を限度として、予算の範囲内で、会長が決定する額とする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 機関決定証明書
- (2) 団体概要・補助金受給実績等調書
- (3) その他参考となる書類

2 前項の申請書提出に伴う事業を行う期間は、4月1日から翌年3月31日までの間とし、提出期間は、前年度の1月から2月末までの間に別途設定する約1か月間とする。また、補助金に余剰がある場合は、追加で募集し申請することができるものとする。

(交付の決定)

第7条 会長は、前条第1項の申請があつたときは、別に設置する選考委員会の審査を経て、補助金の交付の決定を行う。

(決定の通知)

第8条 会長は、補助金の交付を決定したときは、所定の補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(事業計画書・予算書の再提出)

第9条 補助金の交付決定金額が補助金交付申請書に添付した予算書に記載した補助金額と著しく相違する場合には、前条の通知を受けた者は、速やかに事業計画書及び予算書を組み替え、再提出しなければならない。

(請書の提出)

第10条 第8条の通知を受けた者は、速やかに所定の請書を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 会長は、補助金の交付決定を受けた者に対し、前条の請書の提出を受けた後事業実施の前日までに、補助金を交付するものとする。ただし、特別の理由があるときは、事業実施の開始日以降に交付することができる。

(計画変更の承認等)

第12条 補助金交付決定通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく所定の事業計画変更承認申請書に会長が必要と認める書類を添えて会長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第8条の通知に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人から、同種の助成金その他これに類する金銭の交付決定の通知を受けたときは、直ちに文書により会長に届け出なければならない。

3 補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがないとき、補助事業の遂行が困難になったとき、又は、第3条若しくは第4条の要件を満たさなくなったときは、遅滞なく、その原因及びこれに対する措置を会長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 会長は、第1項の申請を承認したとき、第2項の届出があったとき、又は前項の報告があったときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

5 会長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消し又は変更した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第13条 受給者は、補助事業を完了した日から30日以内に、所定の補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて会長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 決算書
- (3) 領収証書その他の収支を証する書類又はその写し（会長が必要と認めるものに限る。）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 会長は、補助金交付決定通知書の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 事業計画書の内容と事実が著しく相違し、予算の執行が不相当と認められるとき。
- (3) 補助金交付決定に付した条件又はこの規則に基づく会長の処分に違反したとき。
- (4) 補助金の交付対象となった使途に用いた経費の合計決算額が当該経費に係る合計予算額に比し著しく減少したとき。
- (5) 補助金の額に比し過大な剰余金が生じたとき。
- (6) 第12条第3項に該当するとき。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任規定)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に従前の国際交流協会国際交流補助金交付規則及び国際交流協会草の根国際交流・協力補助金交付規則の規定に基づいてなされた決定その他処分又は申請、その他の手続は、この規則の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年2月1日から施行する。ただし、第3条第4号の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年1月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年12月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月12日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業区分	対象事業	限度額
市内事業	多文化共生の推進を目的とするもの。	100,000
	国際交流・協力の推進を目的とするもの（次の場合を除く。）。	100,000
	国際交流・協力の推進を目的とするもの（広島市と姉妹・友好提携等に関する協定を締結している都市から青少年を招致して人的交流を行う場合）。	300,000
国外事業	国際交流・協力の推進を目的とするもの。	300,000

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 青少年は、対象事業実施年度における4月1日時点で小学生以上30歳以下の者とする。